

瓦礫再び路上に推積するに至らん。

(二) 即今多数の失業者を吸収すべき事業として焼跡處分に優るものありし。

或曰此灰燼瓦礫を以て埋ますべき地域を定むる事を先決問題とするものありし。迂遠の論と云ふべし。金石木材交錯し瓦礫累々たる個々の焼跡を取片付くるには大ニ作運搬機械を使用し得べからず。假令埋立地決定したりとするも直接其地点まで之を運搬するには不利である。先づ便宜の地点に推積して徐々に船舟又ハ動力車を用ゐて運搬するを可とす。是の故に埋立地決定を行はずして焼跡處分に着手すべきである。

二、焼跡處分は市營(又は官營)ならざるべし。或は事私人の焼失財産に關するを以て法規上之を難しとするものありは曲解たるを免さず。罹災民中既に離散せるもの五十萬を算すと云ふ。然るに漫然之が復歸を待たば公安を保つを得ず。況んや産業を失

へるものをして更に焼土を遠隔の地に運はしめんとするか如きは於酷の極と謂ふべし。私有財産保護の如きは一廉令を以て易々解決し得べし。即ち

(イ) 期日を定め其以前に片付ざるものは市(官)に於て處分する旨を豫告すること。

(ロ) 焼跡より発見せる有價品は遺失物として取扱い所有者の申告により還付すること。

三、焼跡處分作業は組織ある公共團體に囑託するを可とす。其の理由は次の如し。

(イ) 市(又は官)には此の如き作業に當るべき常設機關なきを以て強て直營にせんとせば其特別機關新設と在末部局の兼營たるとを問はず多数の吏負を任用せざるべからず。しかる經驗あるものを得ることは難く徒に作業を渋滞せしむべし。

(ロ) 焼跡處分は短時間に終了すべきものなるに拘はらず。作業は比較的多数多端にして簡單なるを得ず。例へば器具運搬具